

解体等工事を始める前に

ご存じですか？

届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。



平成26年6月1日から建築物・工作物の解体工事等に伴う
石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されます。

石綿(アスベスト)は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿(アスベスト)のばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿(アスベスト)を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

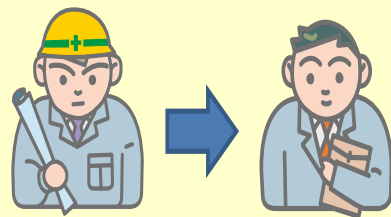
何が変更になるの？

【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業(*)の実施の**届出義務者が、工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更**になります。

* 吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業

注)労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出義務者は変更になりません。

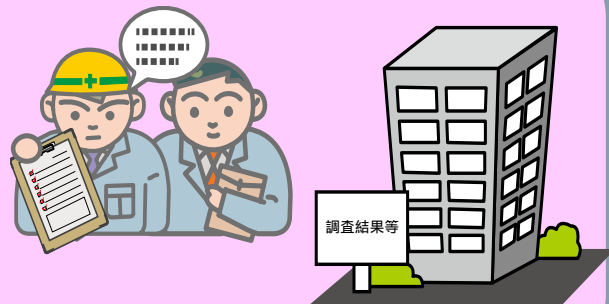


【解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け】

解体等工事の受注者及び自主施工者は、**石綿使用の有無について事前に調査**をし、**その結果等を解体等工事の場所に掲示**しなければなりません。

また、解体等工事の受注者は、**発注者に対し調査結果等(*)を書面で説明**しなければなりません。

* 届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となります。



【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



なぜ変更することになったの？

「大気汚染防止法」では、石綿の飛散を防止するため、特定建築材料(吹付け石綿等)が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守が必要となります。また、石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、平成25年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)が公布され、平成26年6月1日から施行することになりました。

【変更の主な理由】

- 建築材料に石綿が使用されているか否かの事前調査が不十分である事例が確認されています。また、環境省が実施している大気中の石綿濃度のモニタリングにおいても、石綿除去現場からの石綿飛散事例が確認されています。
- 発注者が石綿を使用した建築物等の解体工事等を発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めること、また、施工者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、石綿飛散防止対策が徹底されなくなる問題が指摘されています。
- 昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれます。

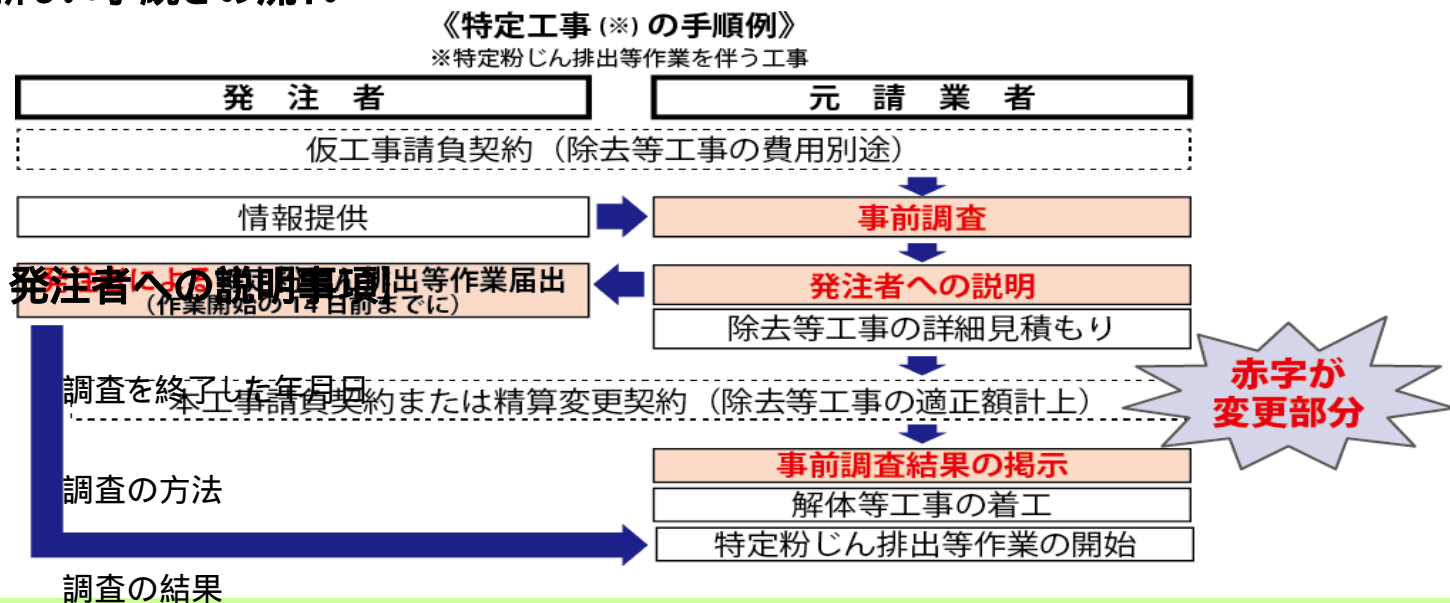
手続きはどのように変更になるの？

建築物や工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、「改正大気汚染防止法」により、以下のように手続きが変更になります。

● 特定粉じん排出等作業の実施の届出

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、**工事の発注者**又は自主施工者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて**作業を始める日の14日前までに都道府県などの窓口へ届出**をしなければなりません。

● 新しい手続きの流れ



特定粉じん排出等作業の種類

特定粉じん排出等作業の実施の期間

～ は届出が必要な場合に限りです。

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

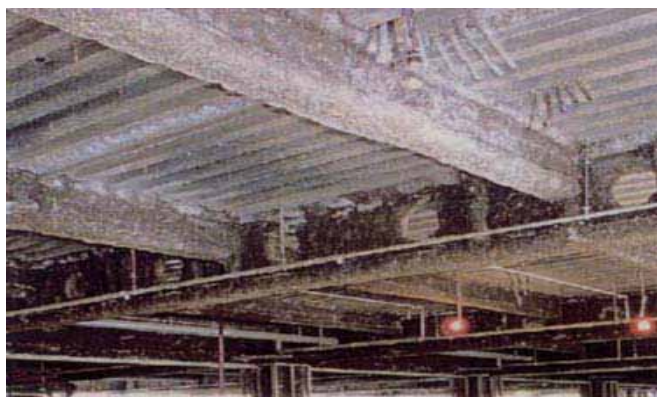
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

どんなものが対象になるの？

「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出などが必要となります。

特定建築材料とは

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。



耐火被覆材：柱・梁



断熱材：屋根

出典：吹付けアスベスト施行部位事例 日本石綿製品工業会 石綿処理部会

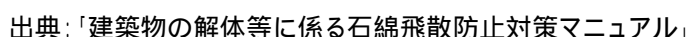
特定建築材料とその使用箇所の例

材料の区分	建築材料の具体例	使用箇所の例(使用目的)
吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 (防火・耐火、吸音性等の確保)
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	屋根用折版裏断熱材 煙突用断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止・断熱)
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、 配館の曲線部 (保温)
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	石綿含有耐火被覆材 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付け石綿の代わりとして耐火性能 の確保、化粧目的)

なお、これらに該当しない石綿含有成形板等(いわゆるレベル3)は、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしにより取り外しを行うなど、飛散防止対策に留意する必要があります。

大気汚染防止法による飛散防止対策

赤字が変更部分



他に必要な手続きは？

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● また地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

石綿(アスベスト)関連および改正内容の更なる情報については環境省のホームページをご覧ください。<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

解体作業時等の届出、作業基準等の詳細については、環境省ホームページに掲載されています。



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表)内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>